

# 第1次十和田市国土利用計画（原案）に対するご意見をお寄せください

## 第1次十和田市国土利用計画（原案）の概要をお知らせします。

本市は、平成22年から31年までの10年間を計画期間とする「第1次十和田市国土利用計画」を策定するために原案をまとめました。

この計画は、国土利用計画法に基づき、全国および青森県国土計画、十和田市基本構想（第1次十和田市総合計画）に即し、本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について定めるもので、都市計画マスタープランや森林整備計画など土地利用に関わる各種計画の基本になるものです。

安全で安心な市土づくりを推進するために、今後の市土利用について、市民の皆さんからのご意見をお待ちしています。

**受付期限** 11月20日（金）

**提出方法** 手紙、FAX、メール

※詳細は、市ホームページ、または企画調整課（市役所新館2階）にある冊子でご確認ください。

**問い合わせ先**  
〒034-8615（住所記載不要）  
企画調整課まちづくり推進係  
☎5111内線162  
FAX 249616

towada-kikaku@net.pref.aomori.jp

### ■基本理念

市土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行います。

### ■利用区分別の市土利用の基本方向

- 1 農用地  
食料の安定供給を担う経営体の育成、生産基盤の整備と優良農用地の確保を図ります。
- 2 森林  
多面的機能を有する森林の整備と保全、地域活性化や市民ニーズに配慮した適正な利用を図ります。
- 3 原野  
生態系の保全や景観の維持などの観点から保全・再生を図ります。
- 4 水面・河川・水路  
浸水被害の防止、安らぎと潤いのある水辺空間の創造など、多様な機能の維持・向上を図ります。
- 5 道路  
安全性、快適性、防災機能などに配慮した整備を推進し、農道・林道は必要な用地の確保および自然環境の保全に配慮します。

### 6 住宅地

豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から必要な用地の確保を図ります。また、防災上の安全性の向上などを図ります。

### 7 工業用地

環境の保全に配慮し、工場の立地動向に対応した用地の確保および跡地の有効利用を図ります。

### 8 その他の宅地

市街地の再開発などの土地利用の高度化、商業の活性化に係る適正配置に努め、郊外大規模集客施設の適正な立地を図ります。

### 9 公用・公共施設用地

市民生活上の重要性和ニーズを踏まえた用地の確保、拠点施設機能の波及効果に配慮した適正な立地を進め、災害時の避難所としての活用に配慮します。

### 10 レクリエーション用地

市民の価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりなどを踏まえ、計画的な整備と有効利用を推進します。

### 11 低未利用地

再開発用地、事業用地などとしての再利用、耕作放棄地の有効利用を図ります。

## 第1次十和田市国土利用計画（原案）の構成

<b>第1章</b>	市土の利用に関する基本構想
第1節	市土利用の基本方針 基本理念、市土の概要、市土利用の課題など
第2節	地域類型別の市土利用の基本方向 市街地、農山村、自然維持地域
第3節	利用区分別の市土利用の基本方向 農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、公用・公共施設用地、レクリエーション用地、低未利用地
<b>第2章</b>	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
第1節	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 目標年次、人口等の想定、市土の利用区分、利用区分ごとの規模の目標など
第2節	地域別の概要 地域の区分、地域別の概要と土地利用の方向
<b>第3章</b>	第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 公共の福祉の優先、地域整備施策の推進、市土の保全と安全性の確保、環境の保全と美しい市土の形成、土地の有効利用の促進、多様な主体による市土管理の推進など